

いじめ防止対策推進法に基づく組織と取組について

1 いじめ防止対策推進法に基づく設置する組織

- (1) 渋川市いじめ問題対策連絡協議会
いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る
- (2) 渋川市いじめ問題調査委員会
いじめ防止の対策を実効的に行う
重大事態に係る事実関係の調査を行う
- (3) 渋川市いじめ問題再調査委員会
重大事態に係る調査の結果について必要な調査を行う

2 渋川市いじめ問題対策連絡協議会（平成28年6月3日実施）

- (1) 参加者
自治会連合会会長、民生委員児童委員協議会会長
青少年育成推進連絡協議会会長、子ども会育成会連絡協議会会長
PTA連絡協議会会長、渋川警察署生活安全課課長
児童相談所北部支所所長、教育長、小学校校長会代表
中学校校長会代表、保健福祉部長、教育部長、青少年センター所長
- (2) 主な議事
ア いじめ防止対策の経緯について
イ 本市のいじめの現状について
ウ 今年度の方針及び取組について

3 いじめ防止に対する今年度の方針及び取組

(1) 方針

- 子どもに関わる「気になること」を見逃さない
- 子どもたちが様々な活動の中で満足感を得られるように、大人の関わりを考える

(2) 取組

- ア いじめ事案が発生した場合
 - ・学校から教育委員会へ報告
 - ・校長会議・教頭会議等における情報交換
- イ いじめ事案を早期に発見するための取組
 - ・各相談窓口の周知及び活用
 - ・各機関との情報共有
 - ・定期的なアンケート実施
- ウ いじめを未然に防ぐための取組
 - ・いじめ防止子ども会議の実施
 - ・三者連携推進事業
 - ・生活記録ノートの活用